

区民企画公募事業「あらかわ文化イベント企画 応援プロジェクト」実施要綱

平成 25 年 4 月 1 日 決定

(25ACC 発第 4 2 0 号)

(事務局 長 決定)

平成 26 年 1 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 1 日一部改正

平成 28 年 1 月 1 日一部改正

平成 28 年 12 月 1 日一部改正

平成 29 年 12 月 1 日一部改正

(趣旨・目的)

第1条 この事業は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内における、魅力ある芸術文化イベントの企画について、実施まで企画者を支援することで、区民の芸術文化活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、区内で積極的に芸術文化活動を行う意思のある個人、もしくは団体とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、募集の対象とならない。

- (1) 政治活動を主たる目的としているもの
- (2) 宗教活動を主たる目的としているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(募集期間)

第3条 募集期間は毎年度、理事長が別に定める。

(募集内容)

第4条 募集内容は音楽・演劇・舞踊・美術等の分野で、広く区民を対象に、荒川区内で実施できる芸術文化イベントのうち毎年度、理事長が別に定める。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、募集の対象とはならない。

- (1) 特定の政党や宗教に関する内容
- (2) 営利を目的とした商業的色彩の濃い内容
- (3) 学校行事や音楽教室等の発表会に類する内容
- (4) 応募者又は応募者が属する団体の成果発表に係る内容
- (5) 特定の会員のみを対象とした内容

(募集)

第5条 応募しようとする者は、所定の書式（第1号様式：企画提案書・第2号様式：企画書・第3号様式：収支予算書）を、募集期間中に理事長に提出する。

(採択)

第6条 理事長は別に設置する審査会の審査に基づき、応募企画の中から優秀企画を採択する。

2 優秀な企画がない場合は、すべての企画を採択しないこととする。

(審査結果通知)

第7条 審査の結果については、所定の書式（第4号様式：決定通知書・第5号様式：不採択通知書）にて応募者に通知する。

(実施)

第8条 採択された企画の実施期間は企画者とACCが相談のうえ決定する。

2 企画の実施主体は企画者とし、実施に際し、ACCは、共催負担金を交付するほか、広報等の支援を行う。なお、企画者は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団共催事業実施要綱（以下「共催要綱」という。）に定める共催申請書を理事長に提出し、決定を受けるものとする。

(負担金)

第9条 採択された企画に対しては、別表「負担金対象経費及び対象外経費」に基づく負担金対象経費から事業収入を差し引いた額について、10万円を上限として共催負担金を交付する。ただし、別表に定める負担金対象経費から事業収入を差し引いた額が10万円未満の場合は、当該額を負担金とする。

(実績報告)

第10条 企画者は、企画終了後、速やかに共催要綱に定める事業報告書をACC理事長に提出する。

(負担金の交付)

第11条 ACCは事業報告書を審査の上、負担金額を確定し負担金を交付する。

2 ACCは確定した負担金額を企画者に通知し、企画者からの請求書を受領後、負担金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱の定めのないものについては、理事長が決定する。

< 別 表 > 負担金対象経費及び対象外経費

対象経費	支出項目	内 訳 例
	出演料・謝金	出演料、講師謝金、プログラムノート執筆謝金 保育ボランティア謝金
	旅費	出演者交通費、出演者宿泊代
	舞台制作費	会場使用料、附帯設備使用料、公演委託料、舞台制作委託料 音響・照明委託料
	印刷費	チラシ・ポスター印刷費、プログラム印刷製本費 出演者等写真現像代
	広告宣伝費	新聞掲載広告料、雑誌掲載広告料
	通信・運搬費	郵便料、宅配料、機材等運搬費
	その他経費	機材レンタル代、著作権使用料、参加者保険料、入場券販売手数料 銀行振込手数料、看板設置・撤去代、駐車場整理委託料 稽古場借料、アルバイト委託料、消耗品代等
対象外経費	支出項目	内 訳 例
	飲食費	出演者ケータリング代、出演者弁当代 レセプション・パーティにかかる経費等
	備品費	備品・楽器の新規購入費
	その他経費	団体運営のための経常的経費・施設・設備等整備費